

障精発 0326 第 3 号
令和 8 年 3 月 26 日

都道府県
各 精神保健福祉主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
（ 公 印 省 略 ）

「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」の一部改正について

「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成 10 年 3 月 3 日障精第 16 号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）を別添のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管内市町村等に対する周知につき配慮されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項に規定する都道府県及び指定都市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であることを申し添える。